

「きょうとSDGsアクションDAY（仮称）」イベント企画及び運営業務 仕様書

1 委託業務名

「きょうとSDGsアクションDAY（仮称）」イベント企画及び運営業務

2 履行期間

契約の日から令和7年10月31日まで

3 委託料上限額

332,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的

国連でSDGsが採択された9月25日を含む1週間は、SDGs週間と呼ばれ、世界中でSDGsへの意識を高め行動を起こすきっかけにもらうために様々な事業が行われている。本市でも、この機会を捉えて、SDGsの認知を更に広めるだけでなく、具体的な取組への関心を高めつつ、行動変容を促すこと目的としたイベント「きょうとSDGsアクションDAY（仮称）」を開催する。

5 業務内容

(1) イベントの企画

SDGsに資する取組を実践する事業者が出展し、参加者に体験プログラムを提供し、SDGsに対する理解を深め、自らが新たな気づきや学びに得ることで、参加者の行動変容のきっかけとするイベントを実施する予定である。

<日程>令和7年9月28日（日）午前11時～午後3時（予定）

<会場>ゼスト御池 寺町広場

※会場は予約済。使用料は本市が支払う。

※出展事業者の調整・決定は本市が担う。

受託者においては、本イベントがより効果的なイベントとなるよう、以下について企画・実施すること。

- ・ 参加しやすい空間演出及び会場装飾を実施すること
- ・ 子ども、ファミリー層が参加したくなる企画を検討すること
- ・ 参加者の会場周遊を促す企画を検討すること
- ・ 本イベントの開催に必要な物品等を調達・運搬し、本市へ納品すること。

※会場の寸法、貸出備品については、以下、ゼスト御池のページを参照すること。

<https://www.zestoike.com/wp-content/uploads/2025/04/ecdd935d0d4cb2f80664e9c8efc04fdf.pdf>

(2) イベントの運営

イベント当日、円滑な運営を行うため、準備及び運営を補助するスタッフを1名配置すること。

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ、業務を行うこと
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。また、本市が会議等への出席を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

- (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

- (2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

- (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

- (4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

- (5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること